



民営職業紹介

ひ

と

2019.11  
NO.

168

令和元年版「労働経済の分析」が発表されました！  
令和元年度「職業紹介指導者講習」が始まりました！  
令和元年度「職業紹介士」研修報告・合格発表・フォロー研修報告  
外国人材の職業紹介の進め方  
職業紹介優良事業者認定制度に関する認知度調査結果



2019.11  
NO.  
168



Contents

- 3 令和元年版「労働経済の分析」が発表されました！
- 8 「第2回外国人材の職業紹介セミナー」が開催されました！
- 9 外国人材の職業紹介の進め方(ネパール人材が日本の人手不足の解決策)
- 12 令和元年度「職業紹介指導者講習」が始まりました！
- 14 職業紹介士研修報告・合格発表
- 16 職業紹介士フォローアップ研修報告
- 18 職業紹介士ネットワーク ～「パジュ・ブレーン株式会社」～
- 19 個人情報保護の遵守事項の要点を確認しましょう！
- 20 職業紹介優良事業者認定制度審査申請受付中！
- 21 職業紹介優良事業者認定制度に関する認知度調査結果
- 22 人材サービス総合サイトへの情報提供について
- 24 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 26 散歩道 ～名古屋・岐阜～
- 28 雇用失業動向
- 29 新規入会事業所紹介
- 34 民紹協ニュース／編集後記
- 35 職業紹介責任者講習日程



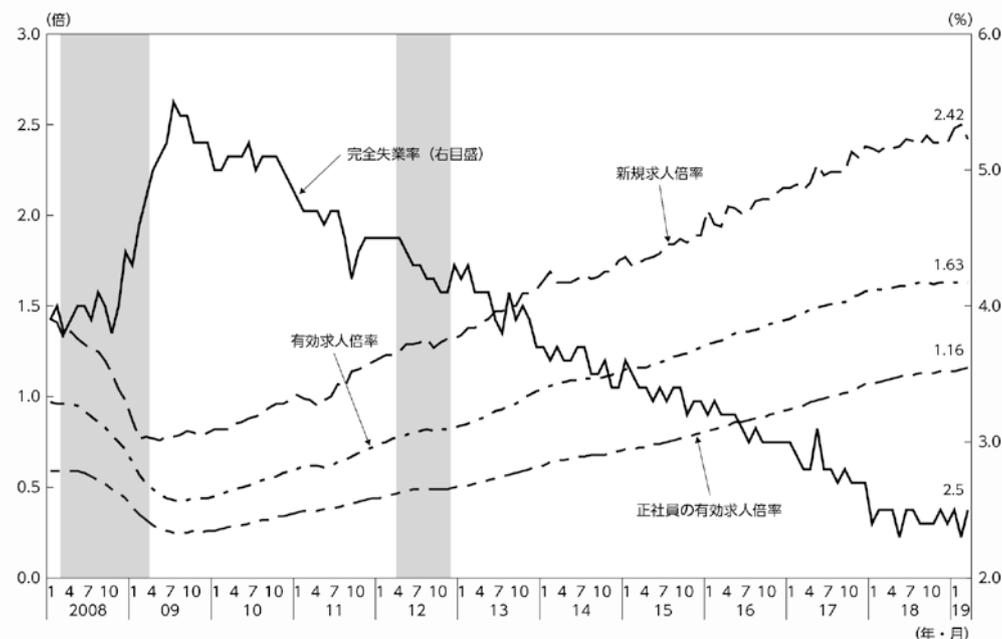
※表紙写真は、「第2回ひととしごと写真募集」優秀賞 田辺吉徳氏撮影の作品「パフォーマー」です。「小さい頃から動物が好きで、憧れていた職業につけて毎日の仕事が楽しくて充実しているとのこと。写真にそれが現れていると思います。」

# 「令和元年度版労働経済の分析(労働経済白書)」が発表されました!

9月に、厚生労働省から「令和元年版労働経済の分析」が発表されました。この中では、雇用、賃金、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して経済学的に分析が行われています。これらの中から、職業紹介事業の運営に参考になるとと思われる「第1部第2章雇用・失業情勢の動向」のページを中心に図表を掲載しますので、ご参照ください(図の番号及びページは「労働経済の分析」に掲載されたものです)。

## 第1-(2)-1図 完全失業率と有効求人倍率の推移(本文P19)

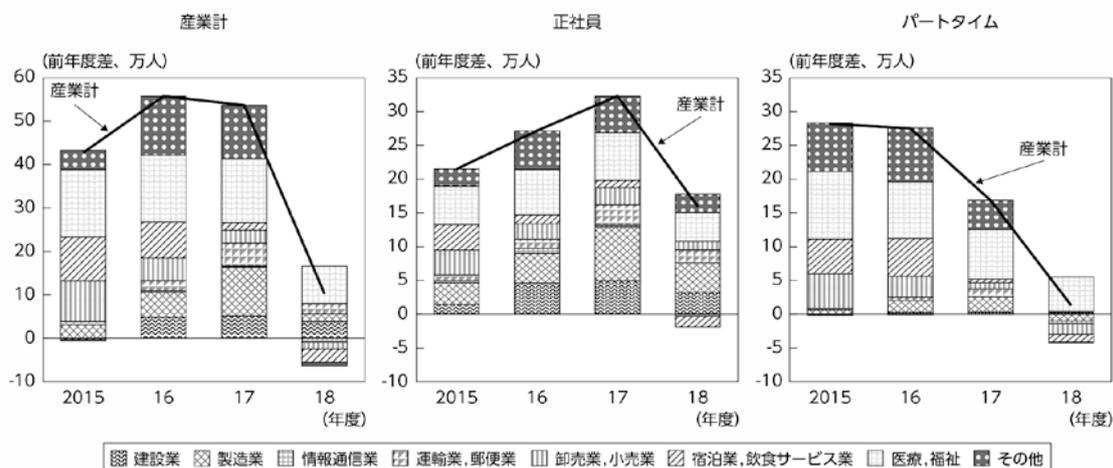
- 完全失業率は、2019年2月には2.4%と、1993年4月以来25年10か月ぶりの低い水準まで改善した。
- 有効求人倍率は、2018年11月以降は1.63倍と、1974年以来の高い水準を維持している。



【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

## 第1-(2)-8図 産業別にみた新規求人数の推移(本文P28)

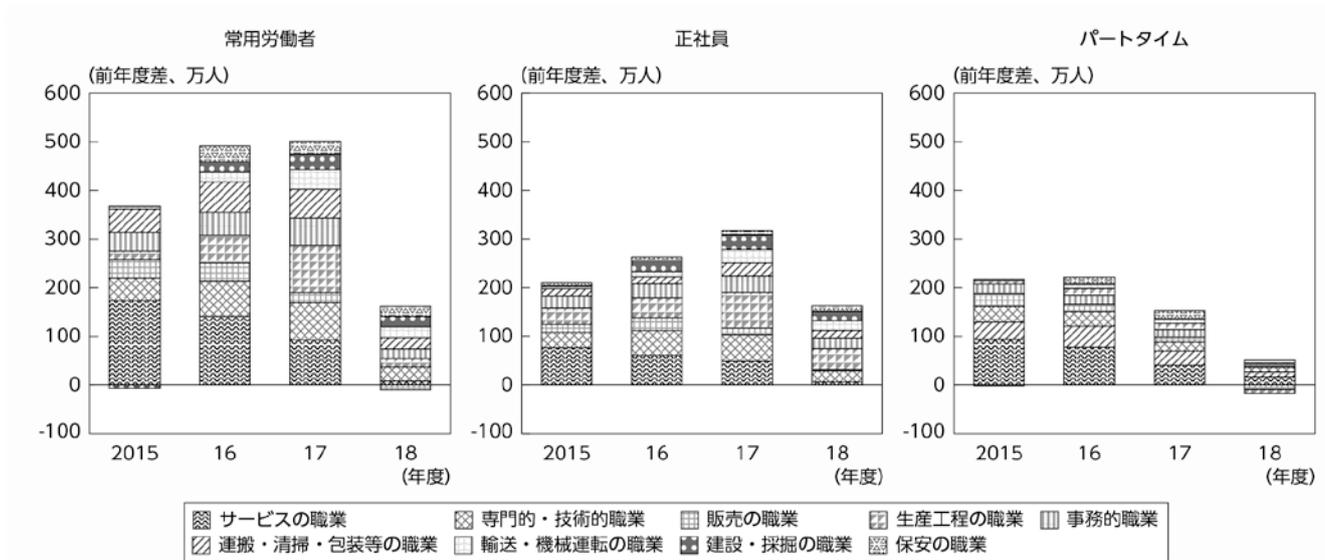
- 2017年度から2018年度への新規求人数の就業形態別・産業別の推移をみると、正社員・パートタイムともに「宿泊業、飲食サービス業」と「情報通信業」が前年度差で減少に転じているほか、パートタイムでは「製造業」「卸売業、小売業」において前年差で減少に転じている。その他の産業はいずれの就業形態でも新規求人数は前年差で増加しているが、その増加幅は縮小傾向にある。



【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

**第1-(2)-10図 職業別に見た新規求人数の推移(本文P30)**

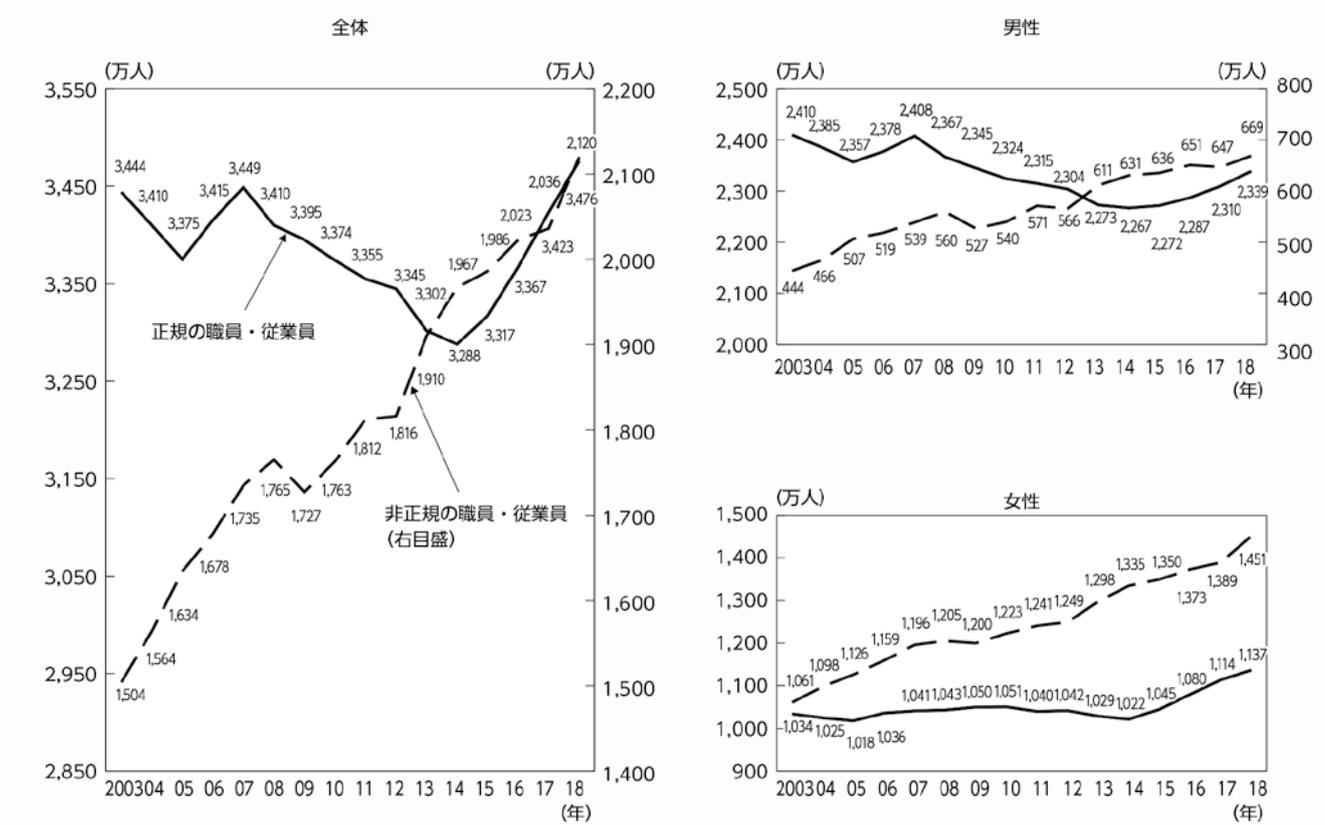
●新規求人数の増加幅は総じて縮小傾向にあり、パートタイムでは「販売の職業」「生産工程の職業」において、前年度差で減少に転じている。



【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省統括官付政策統括官室にて作成

**第1-(2)-15図 雇用形態別に見た雇用者数の推移(本文P35)**

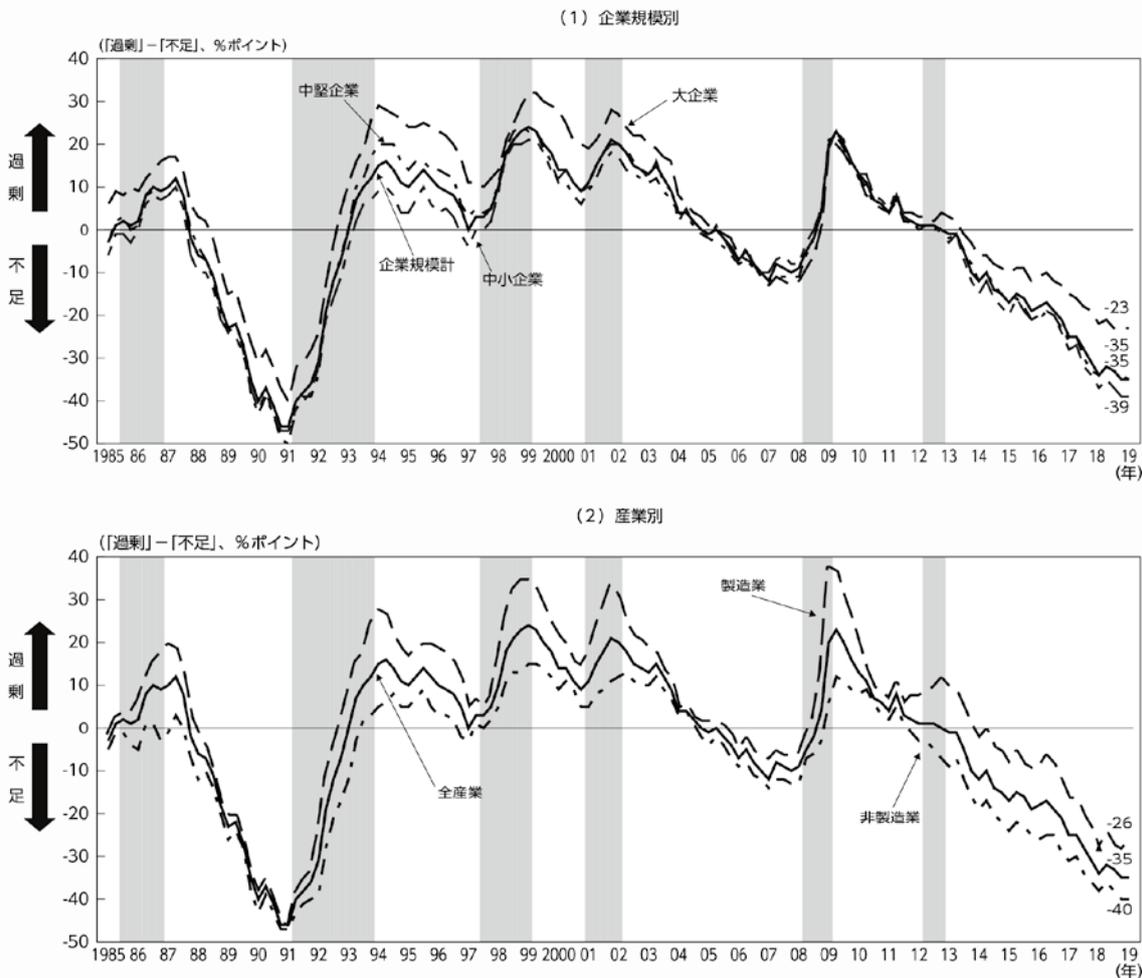
●非正規の職員・従業員の数は、リーマンショックの影響等によって2009年に一時的に減少したものの、趨勢的に増加傾向にあり、正規の職員・従業員の数は2015年以降増加傾向にある。



【資料出所】総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括官室にて作成

**第2-(1)-1図 企業規模別・産業別にみた雇用人員判断D.I.の推移(本文P79)**

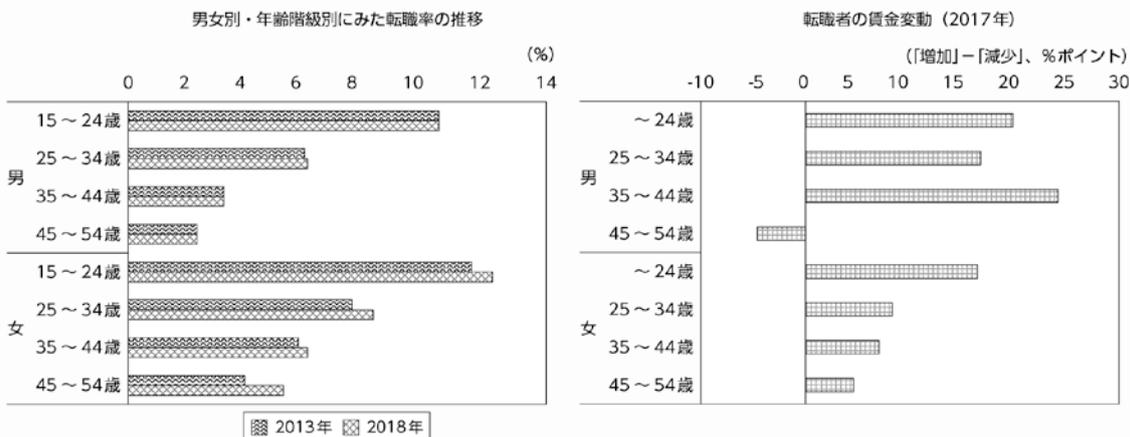
- 全ての企業規模で、2013年に過剰感から不足感に転じた後、人手不足感は趨勢的に高まっている。
- 企業規模別にみると、中小企業において人手不足感が特に強い状況にある。
- 産業別にみると、非製造業において人手不足感が特に強い状況にあるほか、製造業における人手不足感の高まりが、とりわけ強くなっている。



【資料出所】日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省総務省政策統括官付政策統括官室にて作成

**第1-(3)-14図 転職率の推移及び転職者の賃金変動(本文P62)**

- 転職率でみると、男性は横ばいで推移し、女性は全ての年齢階級において上昇している。
- 転職者の賃金変動の状況を見ると、男性は45歳未満において上昇し、女性は55歳未満において上昇している。

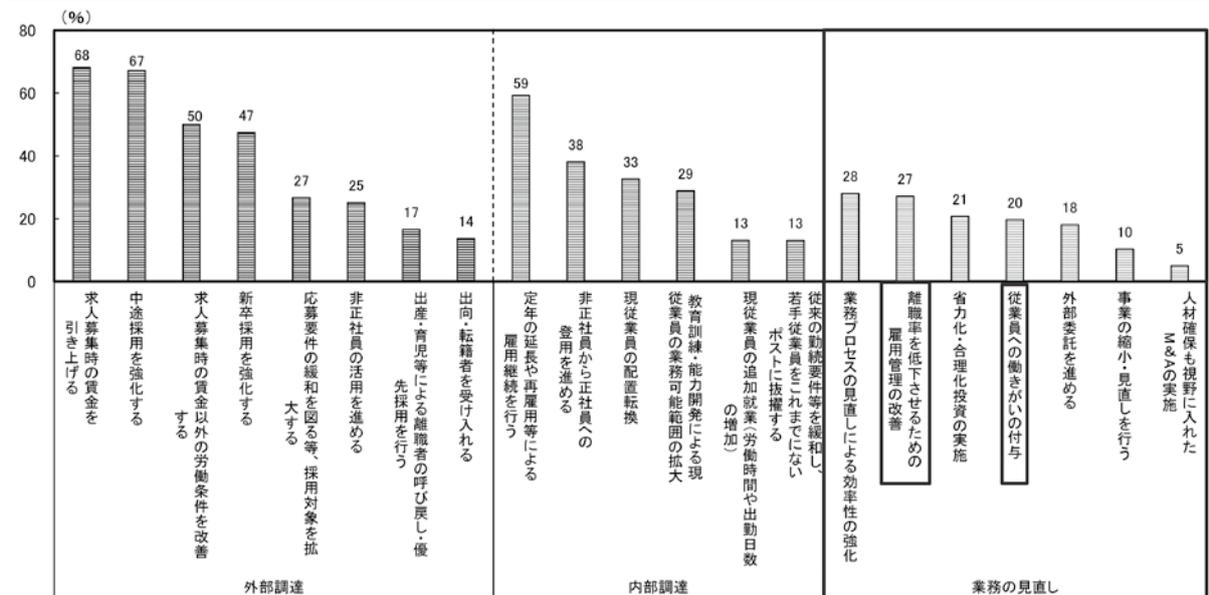


【資料出所】総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「平成29年雇用動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括官室にて作成

## 人手不足への対応

- 人手不足の対応で実際に企業が取り組んでいる内容は、
  - ・求人条件の改善や採用の強化といった人材確保策が主であり、
  - ・企業に入ってから雇用管理の改善や働きがいを高めるような取組は不十分。
- ⇒ 仮に採用できても、定着率や離職率が改善されなければ、人手不足は緩和されない懸念。

人手不足の緩和に向けた企業の取組内容(骨子P4)



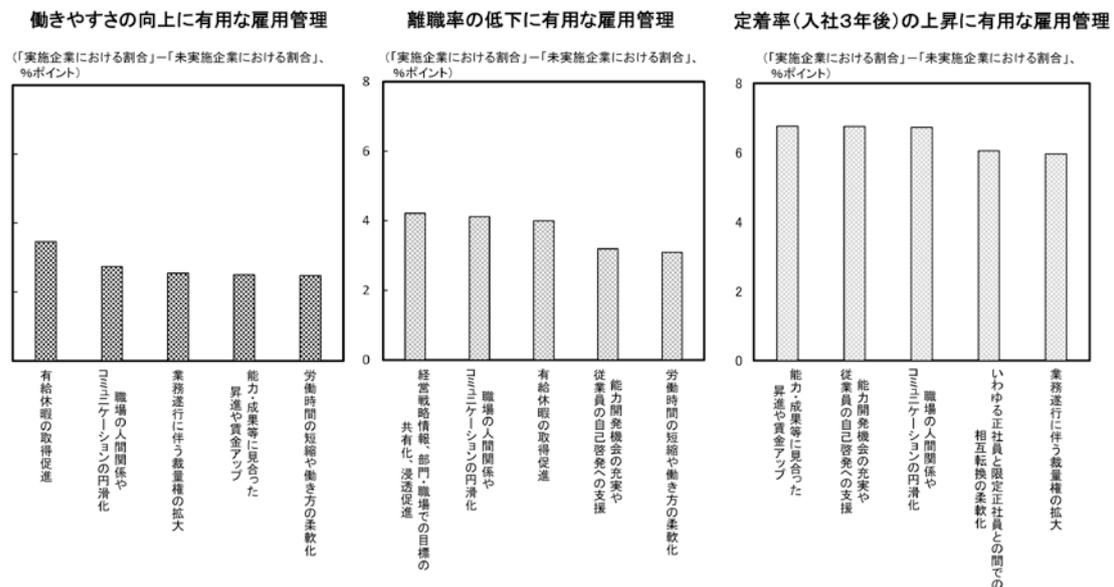
【資料出所】厚生労働省「令和元年版労働経済の分析」骨子より

## 働きやすさと働きがいについて

本年度の「労働経済の分析」では、働き方改革を考慮して働きやすさと働きがいについて幅広く考察している。以下そのポイントを掲載する。

- 安心して快適に働ける「働きやすい」職場環境は、「働きがい」の前提であり基盤。
  - ⇒ 働き方改革による「働きやすさ」の向上は、離職率や定着率を改善させる可能性あり。
- 「有給休暇の取得促進」「職場の人間関係やコミュニケーションの円滑化」「業務遂行に伴う裁量権の拡大」などを行うことにより、正社員の働きやすさが向上する可能性がある。

働きやすさ、離職率及び定着率の改善に資する雇用管理(概要P16)

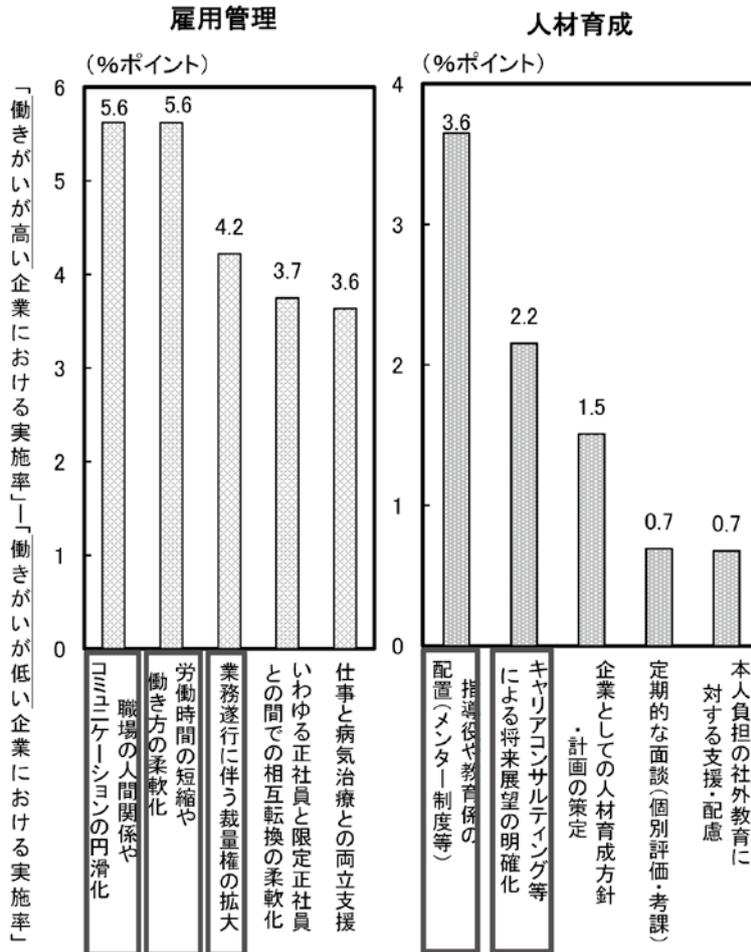


【資料出所】(独)労働政策研究・研修機構「人手不足等をめぐる現状と働き方に関する調査」(2019年)の個票より作成

## 「働きがい」をもって働くことのできる環境の実現に向けて

- 「働きがい」の向上には、コミュニケーションの円滑化、労働時間の短縮や働き方の柔軟化、裁量権の拡大、将来のキャリア展望の明確化などが有効な可能性あり。

### 従業員の働きがいが高い企業の取組(骨子P7)



【資料出所】厚生労働省「令和元年度版労働経済の分析」骨子より

### 〈働きやすさと働きがいのまとめ〉

人手不足感を緩和するためには、求人条件や採用活動の強化等の取組みを強化する一方で、「働きやすさ」や「働きがい」を高める取組みを進める必要がある。

「働きやすさ」を向上するのに重要な取組みは、「職場の人間関係やコミュニケーションの円滑化」が最も多く、次いで「有給休暇の取得推進」「労働時間の短縮や働き方の柔軟化」が多い。労働者は年代や性別に関係なく、労働時間、年次有給休暇、柔軟な働き方、職場の人間関係やコミュニケーションを重要と考えている。

働きやすいと感じている企業と感じていない企業の取組みでは、「職場の人間関係やコミュニケーションの円滑化」「業務遂行に伴う裁量権の拡大」「テレワーク等の柔軟な働き方の導入・推進」「休暇・急な早退等を申請しやすい職場雰囲気醸成」等において大きな差がみられる。

「働きがい」を高める取組みとしては、職場の人間関係の円滑化や労働時間の短縮などに加え、上司からの適切なフィードバックやロールモデルとなる先輩社員を通じて、将来キャリアの展望を示すことも重要である。

「働きやすさ」の向上は定着率などを改善し、「働きがい」の向上は、労働生産性、仕事に対する自発性、顧客満足度等、さまざまな成果を生み出している。

# 「第2回外国人材の職業紹介セミナー」が開催されました！

4月に開催した第1回の同セミナーの好評を受け、今回はその後の改正入管法の施行状況を踏まえ、実際の窓口で外国人材を紹介する際の注意点や今後の人材ビジネスの展望などを説明しました。

日時 令和元年9月24日(火) 13:00～17:00

会場 中野サンプラザ

参加者 職業紹介事業者等 約100名

プログラムは、以下の3部構成で実施されました。

## 1. 「外国人をめぐる現在の状況及び外国人材の職業紹介に関する実務」

講師：全国民営職業紹介事業協会 職業紹介事業アドバイザー 齊藤 昇司

要約：①外国人をめぐる現在の状況説明。外国人の人数・国別・資格別の状況など

②外国人材(特に特定技能外国人)を紹介する際の確認事項をまとめた「求人者用チェックシート」及び「求職者用チェックシート」を用いて説明しました。

## 2. 「外国人材の就労に必要なビザ知識及び改正入管法」

講師：新宿スフィア国際行政書士事務所 代表行政書士 夏目 貴美氏

要約：①外国人材の就労に必要なビザ知識、就業時によく発生するトラブルやその防止策などについて

②新たに創設された「特定技能」及び「特定活動46号」について、詳細な内容を説明するとともに、受入れ機関及び登録支援機関の説明もしました。

## 3. 「外国人材活用を検討する人材ビジネス業界の動き」

講師：すばるコンサルティング株式会社 取締役 小泉 慶和氏

要約：①外国人労働者における在留資格ごとの今後の増減予測

②「特定技能」の位置づけ(技能実習とも比較しながら)、なぜ現在資格取得が滞っているのか。  
③留学生に関する動きと今後の見通し  
④今、考え得る特定技能外国人のビジネスは？

### ◆受講者の声

#### 〈セミナーへ受講の感想〉

- ・外国人の紹介にあたっては、広範な知識、一定の体制整備が必要なのが改めて理解できた。
- ・現状がよくわかりました。今後積極的に検討、実践していきたい。
- ・これからのビジネスプランを持てたことがよかった。
- ・「外国人材活用を検討する人材ビジネス業界の動き」の講義はもっと詳しく聞きたかった。

#### 〈今後に望むこと〉

- ・状況に合わせて定期的に外国人材のセミナーを開催して欲しい。
- ・動き出した特定技能についての課題と解決策、入国管理庁の考え方を詳しく知りたい。
- ・各分野に特化した話が聞きたい。



小泉講師の講義

# 外国人材の職業紹介の進め方

## ネパール人材が日本の人手不足の解決策

外国人雇用株式会社 部長 佐藤 宏

今回は、ネパール人材を中心に職業紹介を実施しています会員企業の「外国人雇用株式会社」の佐藤宏氏に執筆いただきました。

私たちは2009年から外国人に特化した、有料職業紹介事業をやって参りました。その中でも、現在は、マーケティングをした結果、ネパール人材に特化しております。弊社がネパール人材に特化した理由を述べさせていただきます。

### ▶ ネパール国の現状

ネパールは現在、人口3,000万人、その平均年齢は20.7歳です。国土はおよそ北海道の1.8倍、しかしながら、ネパールから海外に出稼ぎで出る人数は630万人と言われております。630万人の若手ネパール人が海外に出稼ぎに行く理由は、自国の産業育成が脆弱だからです。我々が現地でマーケティングした実体験、政府機関の調査から3つの理由が考えられます。

1. 1996年から、およそ10年間、ネパールは内戦状態にあったため、外国資本は逃避し、また、ネパール国のインフラの多くは被害を受けているからです。
2. 首都カトマンズは標高1,400メートルの高地です。また、ネパールはエベレストをはじめ数々の山脈を有する山あり谷ありの国家であります。したがって、電気ガス、水道及び道路のインフラを整備するのに相当年月がかかります。
3. 地図上でネパールを見るとネパールは海に面しておりません。そのため、物流がこの国の最大の問題点であります。海に面していないということは、最も安い費用で運べるタンカー運送ができないということです。例えば、日本からカトマンズに物を運ぶとします。まず、日本からタンカーでコンテナをインドのコルカタに接岸します。そこから、インド国内の鉄道貨車にそのコンテナを載せ、ネパール国境の町ビルガンジという町に運びます。ネパール国内には鉄道がないため、次はコンテナから今度はトラックに積み替え、山あり谷ありの道を通り、首都カトマンズに運び入れます。インド国内の鉄道、ネパール国内のトラック輸送、海から運び入れるだけでもこれだけの輸送手段、そしてコストがかかるのが現状です。

### ▶ ネパールは若手優秀人材の宝庫

上記に述べたように、ネパールは海に面していません。そのため、ネパールは経済発展に相当な時間がかかる国なのです。しかし、このネパールの状況は、逆に日本の若手労働力の供給源として適していると私たちは判断しました。中国やベトナムは自国の経済が発展し多くの優秀な中国人やベトナム人はいずれ自国に帰る一

方、まだまだ発展が望めないネパールからは、優秀な人材が日本に出稼ぎに来ます。そのため、ネパールは若手優秀人材の宝庫です。

## ▶ ジャパニーズドリーム

ネパール人にとって日本は憧れの国です。現在、ネパールの出稼ぎ組約600万人の多くは中東へ行っています。その平均月給はおよそ2~3万円です。つまり、この4月1日から日本国とネパール国が労働者受け入れの契約を締結したことにより、ネパール人にとって、平均賃金20万円の日本はあこがれの国第一位となっております。しかしながら、現在、我が国にはネパール人材は9万人程度しかきておりません。およそ今から3から5年後には、日本の人手不足を補充するため多くのネパール人が日本に出稼ぎに来るでしょう。そして、ネパール人が外国人採用にあたり最も選ばれる国になると確信しております。

## ▶ ネパール人が今後選ばれる理由(辞めない人材)

私どもは、カトマンズに在住し、実際に多くのネパール人材と接触し、行動を共にしてまいりました。また、寝食を共にした従業員スタッフも現地におります。彼らには、以下のような特徴があります。

1. ネパールは、親日国家であるということ、
2. ネパール人は手先が非常に器用であります。それはネパールからの宝飾品のきめ細やかなデザインや作業にも表れています。つまり、モノづくりにも適しています。
3. ネパール人は実直及び勤勉です。
4. ネパール人は英語が話せます。ネパールでは、小学校から英語で教育を受けています。ネパール国の国語以外はすべて英語表記の教科書です。
5. ネパール人は自国に帰っても仕事が無い為、ガッツや根性ハングリー精神があります。そのため、ネパール人は仕事を辞めません。

## ▶ 弊社の取組

こういったネパール人の特徴を考え、弊社は日本国内に留学生としてきて、日本で働きたいネパール人の登録を推進してまいりました。現在おおよそ3,600人のネパール人が弊社に登録しています。彼らは、昼間は日本語学校及び専門学校で学び、また一週間に28時間のアルバイトをして日本語を習得しています。アルバイトでは、日本のお客さんと会話し、日本人のスタッフのなかで働くことで日本商慣習、日本語会話能力を学んでいます。弊社はこのような日本語能力を持つネパール人を登録し、人手不足に困っている会社に紹介してまいりました。特に地方の人手不足の状況は首都圏と比較して更に厳しいです。そのため、地方の代理店網を(現在30拠点)を展開しています。そして、今後も多くのネパール人材を人手不足でお困りのお客様に紹介してまいりたいと考えています。

## ▶ 弊社の特徴

### ①カトマンズに直営日本語学校とリクルート事業部開設

弊社は2年前ネパールの首都カトマンズ市内に日本語学校を開設し(Shiawase Nepal)、また、人材をスカウトする事業部を併設しました。さらには、カトマンズ市内に存在する日本語学校の多くと業務提携しました。弊社は日本には珍しく、ネパールに大きなネパール人材の窓口を持っている会社です。ネパール国内においても、日本へ留学及び就職を目指す若者たちは日本語学校に行き、日本語を勉強しています。また、今年4月1日からスタートした改正入管法により特定技能一号取得のためネパール国内にある多くの日本語学校は満員となっております。そのため、弊社は特定技能及び今後日本に就職を求めて来日される多くのネパール人に対応するため(1)登録支援機関登録(19登-001735)(2)国外紹介許可(ネパール連邦民主共和国)を取得しております。これから日本を目指してくるネパール人に対応する準備は整っております。

### ②地方こそ求人難

「人手不足」は地方こそ大変な状況です。若者は東京を目指し更には外国人材も都市部に集中しています。しかし、ネパール人は有難いことに北海道から沖縄まで「正社員採用」ならば何処にでも勤務していただけます。私どもは、人手不足が深刻な地方にこそ力点を置くべきと考え、北海道から沖縄まで代理店窓口を37拠点(9月末時点)展開しています。そして、今後も地方を中心に代理店を増やし、人手不足に悩んでいる地方の企業様に「辞めない、優秀なネパール人」を紹介してまいりたいと考えています。

#### ●問合せ先

#### 外国人雇用株式会社

東京都千代田区神田鍛冶町3-3 ニュー神田ビル5階

電話番号:03-6811-6947 ホームページ: [www.g-koyo.co.jp](http://www.g-koyo.co.jp)

担当者携帯:080-7747-5292 メールアドレス:satot298@gmail.com



# 「職業紹介指導者講習」が始まりました！

## 10月2日(水) 東京会場

「指導者講習」のトップを切って、東京・中野サンプラザで開催されました。1～2時限目の講義に続き、3～5時限目には“グループ学習”という新しいスタイルの学習に取り組みました。10月2日の“グループ学習”では、「労働条件の明示」「新たな労働時間ルール」「新たな外国人材受入の仕組」について、メンバーの中で1人が講師役となり、演習形式で、意見や情報の交換を交えて学習を進めました。

「新たな外国人材受入の仕組」については、各グループの中に実際に外国人の職業紹介を行っておられる方がおられたり、外国から日本にやってきて職業紹介事業で活躍している外国人の方もおられたりして、用意された教材によって学ぶだけでなく、メンバー同士の活発な情報交換の場となりました。



### ◆10月2日講習概要

場 所:中野サンプラザ  
受講者:58名

1時限目	「従事者教育の方法」 (講師:津田 滋氏)
2時限目	「最新の法改正事項」 (講師:佐藤珠己氏)
3時限目	「労働条件の明示」 (グループ学習)
4時限目	「新たな労働時間ルール」 (グループ学習)
5時限目	「新たな外国人材受入の仕組」 (グループ学習)

### 「新たな外国人材受入の仕組」の主な内容

- 入国手続き
- 外国人の在留
  - ▶ 在留資格の概要
  - ▶ 外国人材の受入れ拡大
    - ・在留資格「特定技能」の創設
    - ・留学生の就職範囲の拡大

### ◆5限目「新たな外国人材受入の仕組」の理解度

理解できた	48.3%
やや理解できた	44.8%
あまり理解できなかった	3.5%
理解できなかった	0.0%
NA	3.5%



### 【受講者の声】

- グループ学習は、実践の練習になりました。他社のお話も聞いて参考になりました。
- 新たな外国人材受入の仕組は知らないことだらけで大変勉強になりました。
- グループ学習ですと、緊張感を持ってテーマの学習に臨むことができ、有用な機会でした。

## 10月8日(火) 大阪会場



10月8日は、会場を大阪に移しての開催となりました。  
最近では、職安法改正、働き方改革、パワハラ防止対策等労働法の改正が相次いでおり、職業紹介従事者はその最新動向を把握しておく必要があります。そこで、10月8日は、社会保険労務士である根本啓明先生にポイント解説をしていただきました。



### 「最新の法改正事項」の主な内容

1. 労働法令違反の求人不受理取扱いの拡大
2. 労働時間ルールの見直し
3. 同一労働同一賃金
4. パワハラ防止対策

### 【受講者の声】

- 「最新の法改正事項」は、新しい知識が得ることができたので良かった。
- 今までにないスタイルの講習で、興味が持てた。

### ◆10月8日講習概要

場 所: マイドームおおさか  
受講者: 56名

1時限目	「従事者教育の方法」 (講師:西本宏彰氏)
2時限目	「最新の法改正事項」 (講師:根本啓明氏)
3時限目	「労働条件の明示」 (グループ学習)
4時限目	「新たな労働時間ルール」 (グループ学習)
5時限目	「新たな外国人材受入の仕組」 (グループ学習)

## 10月17日(木) 札幌会場

JR札幌駅のすぐ前の札幌国際ビルにて講習。当日の札幌は、今年一番の冷え込みで、初霜が観測されました。受講者は、道内だけでなく、東京、長野、愛知等からも参加いただきました。



### 「新たな労働時間のルール」の主な内容

- I 労働時間・休憩・休日の原則
- II 新たな労働時間管理のルール
  - (1) 長時間労働の是正
  - (2) 多様で柔軟な働き方
  - (3) 勤務間インターバル制度

### 【受講者の声】

- ずっと聞くのではなく、自分も話すことでより深い理解を得られたと思います。

### ◆10月17日講習概要

場 所: 札幌国際ビル 国際ホール  
受講者: 58名

1時限目	「従事者教育の方法」 (講師:佐藤珠己氏)
2時限目	「最新の法改正事項」 (講師:星名真喜子氏)
3時限目	「労働条件の明示」 (グループ学習)
4時限目	「新たな労働時間ルール」 (グループ学習)
5時限目	「新たな外国人材受入の仕組」 (グループ学習)

## 第23回 職業紹介士(民紹協認定)

# 資格認定者が決定しました！



令和元年5月から7月まで3ヶ月間の通信教育を経て、9月6日(金)から9月8日(日)まで3日間、東京・中野サンプラザにおいて集合教育を開催いたしました。

通信教育及び集合教育の結果を受け、9月17日(火)、当協会において職業紹介士資格認定会議を開催し、合否判定を行った結果、21名の方が新たに職業紹介士の資格を取得されました。

受験者の方々の感想は次のとおりです。

- 集合教育の3日間は、自身にとって初めての体験だったので、とても新鮮な気持ちでのぞめました。
- ロールプレイングでは、自身の改善点を再認識することもでき、今後の業務に活かしていきたいと思います。
- 色々な職業紹介業の方と多くの話ができて、また様々な事例を学べて、大変勉強になりました。
- 他の紹介会社との触れ合いは、良い刺激になり、学ぶ部分が多く、自社でも共有しなければならない事が多くありました。
- 3日間乗り切れるか不安でしたが、今は、とっても良い経験だと感じています。
- いろいろな地域の方と話ができて、地域での課題も聞けて、逆にヒントになることもあり、勉強になった。
- 他の人材紹介会社の課題と当社の課題が重なる部分が多く、とても共感できたとともに、大変参考になった。
- 今回学んだことを、社内の他のメンバーにも共有したうえで、社内全体の知識向上、スキル向上に繋げたいと感じました。



渡邊講師による講義  
「職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解」



本田講師による講義「労働保護法制」



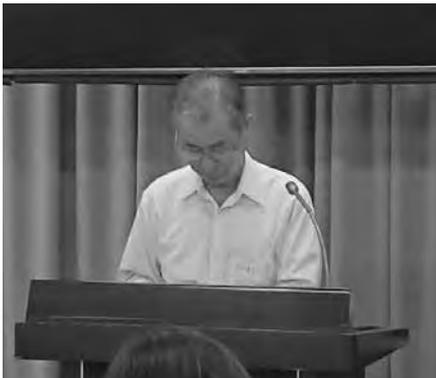
津田講師による講義  
「求人者サービスと求人・求職者開拓」



上市講師による講義「職業紹介と人権」



木村講師による講義「職業指導と職業相談」



仲村講師による講義「職業紹介事業制度」



脊尾講師による講義  
「職業紹介におけるメンタルヘルス」



西本講師による講義「個人情報保護」

### 第23回 職業紹介士(民紹協認定)資格取得者(21名)

(敬称略)

氏名	勤務先事業所名	都道府県名
依田 さおり	株式会社仁済	東京都
後藤 允瑛	株式会社アイ・ドゥー	岐阜県
溝田 光一	一般財団法人自衛隊援護協会 札幌支部	北海道
小西 紀子	公益社団法人神奈川県看護協会 看護師等無料職業紹介所	神奈川県
赤津 麻衣	有限会社日立看護師家政婦紹介所	茨城県
中村 健二	武蔵野アソシエイツ株式会社	東京都
小林 大地	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
鈴木 康泰	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
石川 雅子	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
吉岡 美香	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
小笠原 翠	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
堀米 稀人	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
川上 政嘉	株式会社レックスアドバイザーズ	東京都
永山 愛弓	株式会社アクシア沖縄	沖縄県
武井 輝	トライスタッフ株式会社	栃木県
慶野 茂太	トライスタッフ株式会社	栃木県
近藤 夕紀江	公益財団法人ふるさと島根定住財団	島根県
山崎 康子	公益財団法人ふるさと島根定住財団	島根県
難波 なおみ	公益財団法人ふるさと島根定住財団	島根県
山藤 美幸	公益財団法人ふるさと島根定住財団	島根県
吉野 兼司	株式会社FGグループ	東京都

※第1回(平成19年)から第23回(令和元年)まで、全国で338名の職業紹介士が誕生しています。



## 第9回職業紹介士フォローアップ研修会

令和元年10月11日(金) 東京・中野サンプラザ

令和元年10月11日(金)、東京・中野サンプラザにおいて、第9回職業紹介士フォローアップ研修会を開催しましたので、概要をご報告いたします。

### 「入管法改正とこれからの外国人労働」

早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授 武藤 泰明 氏

#### 【講演の概要】

本日は、人口減少によって日本の外国人労働力はどうか、変わっていくのか、人材ビジネスはこの問題にどのように貢献していくのか、今後の展望をお話します。

まず、労働力人口の減少は不可避のトレンドです。対応策の一つが外国人労働力であり、本年4月入管法改正に伴い、14分野を対象に在留資格「特定技能」が創設されました。また5月には、「特定活動」の範囲が拡大され、留学生が卒業後日本で就労しやすくなりました。

今後確実に外国人労働者は増えてくる。人材ビジネスがこれに取り組むことは、人手不足の解消だけでなく、外国人に日本での就業機会を提供するという点で意義のある活動です。成功のためには、入管法等の知識や経験だけでなく、外国人労働者の生活にも心を配る必要がある。SNSの時代なので、事業者についての評判は労働者間で共有されます。求人企業だけでなく、求職者に満足を提供することが不可欠だと言えるでしょう。



# 「効果的な求職活動支援技法とは？－自律型求職活動モデルの紹介－」

(独) 労働政策研究・研修機構 キャリア支援部門 榎野 潤 氏

## 【講演の概要】

求職者が希望の就職を実現するには、これまでは求人への応募数や職業紹介を受けた回数など、求職活動の“量”を増やすことが重視されてきましたが、本日は、TQM(総合的品質管理)の考え方を取り入れ、求職活動の“質”を上げることに焦点を当てた、欧米で評価されている自律型求職活動モデルを紹介します。

自律型求職活動モデルとは、求職者自らが「目標」を立て、目標実現のため「計画」し、その計画を「実行」に移し、結果が良くても悪くても「ふり返り」、これらの過程を循環させることにより、希望の就職を目指すものです。物作りの品質管理と同様、それぞれの過程には品質基準があり、支援者は、その品質基準をもとに、求職者の求職活動を支援します。



## グループワーク 「職業紹介業務の課題を明らかにする」

### 【概要】

グループワークを通じ、ご自身の職場の職業紹介業務の課題を明らかにしてから、同モデルを参考にその解決策を解説しました。まず、グループごとに、業界や職場で「うまくいっていること」、「うまくいっていないこと」、「やってみたいこと」、「障害となっていること」を書き出し、課題を明らかにしました。

続いて、各課題を、「何とかなりそうか」「どうしようもない」に分類し、やってみたいことが実現でき、その障害が克服できることを、メンバー全員で共有しました。



### 【主な参加者の声】

#### 〈講演〉「入管法改正とこれからの外国人労働」

- 高齢化がこれからの日本にとって重要な問題であり、外国人労働者の受入も安易に考えてよいのか？難しい問題に直面していることを、考えさせられました。
- これから外国人人材の紹介をと考えていたので、非常に参考になりました。

#### 〈講演〉「効果的な求職活動支援技法とは？－自律型求職活動モデルの紹介－」

- 先生の個性ある話術に引き込まれました。
- 事務所に持ち帰って、この支援技法を共有したいと思います。

#### 〈グループワーク〉「職業紹介業務の課題を明らかにする」

- いろいろな方から、いろいろな考え方を聞けて、非常に楽しい時間を過ごせました。
- 今後の面談に役立てたいと思います。

「国指定重要文化財・萬代橋」

日本一の大河「信濃川」に掛かる萬代橋は、新潟市のシンボルです。頑丈な石づくりと美しい連続アーチが特徴。

## 「たのしく、いきる」「出会いを、つくる」 「よろこびとご縁(円)をつなぐお手伝い」

パジュ・ブレン株式会社 取締役人材活用事業部長 小田 芽久美 (第22回)

パジュ・ブレン株式会社は、今年で創業20年を迎える会社です。

最初は、パソコンの基本操作を指導するスクールから始まり、その後転職者を主体とした再就職支援事業に発展して参りました。現在は、年間約500名の中途転職者の教育を行っています。

職業紹介事業は、2017年10月からスタートして2年目になりました。

この事業をスタートしようと思ったのは、中途転職者の教育をする中で「せっかく苦勞して転職したのに、転職ループにはまる人材が少なからず存在する」ということがずっと気になっていたことにあります。

いままで私たちは、公共職業安定所を通じた就職活動を推奨してきました。でも、「もっと企業の生の声を聞いた就労支援がしたい」「就職後までしっかり見届けたい」「せっかくなら、ずっと繋がりをもった関係を作りたい」という思いがこの事業の立ち上げにつながりました。

まだ2年目ではありますが、現在では合同企業説明会、キャリアアップ勉強会、企業に向けた啓発活動など、職業紹介を起点とした企業と転職者のつながりが出来つつあり、新たな展開にワクワクしています。

2年前に職業紹介事業を立ち上げた時は本当に不安でした。

何か指針を持ちたいと思って調べる中で、民紹協の職業紹介士という資格を知りました。

会社を休んでまで…とは思いましたが、先輩方の経験やノウハウをお聞きしたり、法律知識を集中的に学んだりする時間が持てたことは、本当に良かったと思っております。さらに飛躍できるよう、今後の活動に活かしていきたいと思っております。

### パジュ・ブレン株式会社

住所:新潟県三条市猪子場新田109番地  
TEL:0120-99-1122 FAX:025-240-1931  
会社URL:<http://www.pudubrain.com/>  
紹介URL:<https://www.niigata-tenshokujob.com/>  
設立:1999年  
資本金:資本金1,000万円  
従業員数:18名(職業紹介事業メンバー5名)



真中が筆者です。

# 個人情報保護の遵守事項の要点を確認しましょう!

募集情報等提供事業者が、募集企業に対し、募集に応募しようとする者の内定辞退の可能性を推定する情報を作成し提供していたという問題で、8月26日、同事業者が個人情報保護委員会から個人情報保護法に基づく是正勧告を受けました。また、9月6日付けで厚生労働省職業安定局長から、公益社団法人全国求人情報協会理事長等に対して、募集情報等提供事業者等の適正な運営について要請がなされました。

職業紹介事業においては、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は原則として収集しないなど、より慎重な対応が求められます。

本件を機会に、個人情報保護の遵守事項の要点を掲載しましたので、職業紹介事業者の皆様におかれましても、人材サービス事業の一員として、改めて個人情報の適正な取扱いの徹底を図っていただくようお願いいたします。

## 1. 「個人情報」の確認

個人情報とは、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」とされています(職業安定法第4条)。

したがって、氏名が記載されていない求職者の書類であったとしても、居住地、出身校や勤務先等が記載されているために、個人を特定できることとなるこれらの情報も個人情報に該当することになりますので、注意が必要です。

## 2. 遵守すべき要点

### (1) 個人情報の収集について

- ① 求職者の個人情報については、職業紹介事業を行う目的の範囲内で収集すること。
- ② 個人情報を収集する場合は、本人から直接収集し、本人以外の者から収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないこと。
- ③ 職務への適性と能力とは関係のない、就職差別につながるおそれのある情報を収集してはならないこと。
- ④ 高等学校、中等教育学校又は中学校の新規学校卒業予定者の求職者から応募書類の提出を求めるときは、全国高等学校統一応募用紙(近畿地方は「近畿高等学校統一用紙」、職業相談票(乙))を使用すること。

### (2) 個人情報の保管又は使用に関して講じなければならない措置等について

- ① 個人情報を目的に応じ必要な範囲において、正確かつ最新なものに保つための措置を講じること。
- ② 個人情報の紛失、破壊、改ざんを防止するための措置を講じること。
- ③ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置を講じること。
- ④ 収集目的に照らして、保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置を講じること。
- ⑤ 秘密に該当する個人情報を知った場合は、正当な理由なく他人に知られないよう厳重に管理しなければならないこと。
- ⑥ あらかじめ本人の同意を得ず、個人情報を第三者に提供しないこと。
- ⑦ 要配慮個人情報(病歴、健康診断結果等の、本人に対する不当な差別、偏見等の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する情報。)を取得、提供しないこと。職業紹介業務の目標の達成のためにやむを得ない場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないこと。

### (3) 個人情報適正管理規程の遵守等について

- ① 個人情報を取り扱う者の範囲を定めなければならないこと。
- ② 個人情報を取り扱う者に対する研修・教育を行わなければならないこと。
- ③ 本人から請求された場合の個人情報の開示・訂正・削除に適切に対処しなければならないこと。
- ④ 個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合は対応しなければならないこと。
- ⑤ 本人が個人情報の開示・訂正を求めたことを理由として、本人に対して不利益な取り扱いをしてはならないこと。

# 令和元年度厚生労働省委託事業 職業紹介優良事業者認定制度審査申請受付中！

## ◆認定審査申請期間

令和元年10月15日(火)～同年12月16日(月)

## ◆認定審査申請先

〈株式会社中部評価センター〉

愛知県名古屋市緑区左京山104番地 加福ビル左京山1F

☎ 052-623-7401 <http://www.ric.hi-ho.ne.jp/chu-3-pyou/index.html>

〈すばる審査評価機構株式会社〉

東京都中央区京橋3-12-4 マオビル9F

☎ 03-6264-4988 <http://subaru-shk.jp/>

〈一般社団法人人材サービス支援センター〉

神奈川県横浜市緑区中山1丁目22番22-703

☎ 045-482-9160 <https://jinzai-sc.org/>

所定の審査により審査基準を満たしたと認められる事業者に対して、審査機関から「職業紹介優良事業者認定証」が交付され、「職業紹介優良事業者認定制度」のホームページや厚生労働省が運営する「人材総合サービスサイト」等で優良事業者として検索できるようになります。



職業紹介優良事業者認定マーク

## ◆申請書類等

職業紹介優良事業者認定審査申請書、自主点検表、審査認定チェックリスト等は、職業紹介優良事業者認定制度ホームページ (<http://www.yuryoshokai.info/>) のダウンロードコーナーにアップしてありますので、閲覧及びダウンロードすることができます。

## ◆参考資料等

参考資料として、「優良な職業紹介事業に向けた取組事例集」や「各種規程のサンプル」、「業務マニュアルのサンプル」などもホームページにアップされておりますので、ぜひご活用ください。

## ◆内容に関するお問い合わせ

職業紹介優良事業者認定制度ホームページに「よくある質問 (FAQ)」を設けていますので、ご覧ください。

9月、10月に全国各地で合わせて10回の説明会を実施いたしました。

本年度の説明会は終了いたしました。メールや電話などによるお問い合わせは受付しておりますので、ご活用ください。メール相談支援窓口:職業紹介優良事業者認定制度ホームページ「お問い合わせ」相談支援専用電話:03-3815-0310



# 職業紹介優良事業者認定制度に関する認知度調査

本調査は「職業紹介優良事業者認定制度」に関する企業の認知状況を把握するために行ったものです。

## ◆実施概要

調査方法	インターネット調査					
調査対象者	条件① 全国の従業員30人以上企業の人事・採用担当者 ●係長以上の会社員 かつ 正社員/派遣社員・アルバイトの採用担当 ●公務員 かつ 正職員/派遣社員・アルバイトの採用担当 条件② 民間職業紹介事業者(人材紹介会社)を認知している者					
調査期間	2018/12/21～2018/12/25 の5日間					
配信・回収数	年代別有効回収数					

TOTAL	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
2,068	36	293	776	775	170	18

## 職業紹介優良事業者認定制度の認知状況

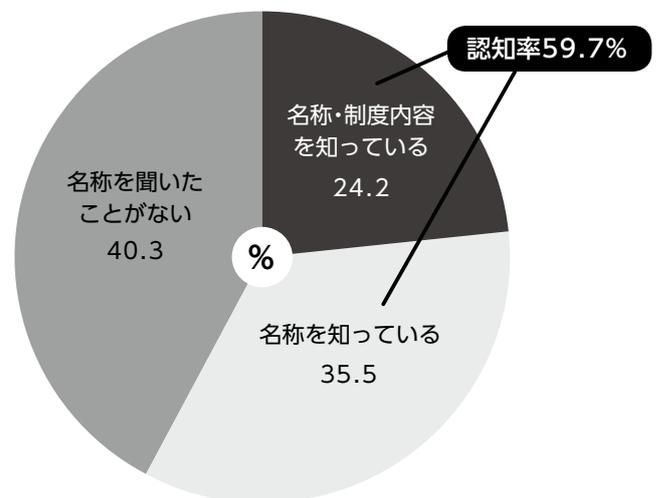
### 制度の認知率は、59.7%

(特徴認知24.2%、名称認知35.5%)

- 従業員規模が大きいほど、制度の特徴を認知している。
- また、管理的職業や運搬・清掃・梱包等の職業を望む企業で、特徴認知の割合が高い。

**Q** あなたは、「職業紹介優良事業者認定制度」をご存知ですか。  
(回答は1つ)

【回答者:人材紹介会社を認知している者】



## 取引基準として職業紹介優良事業者であることの重視度

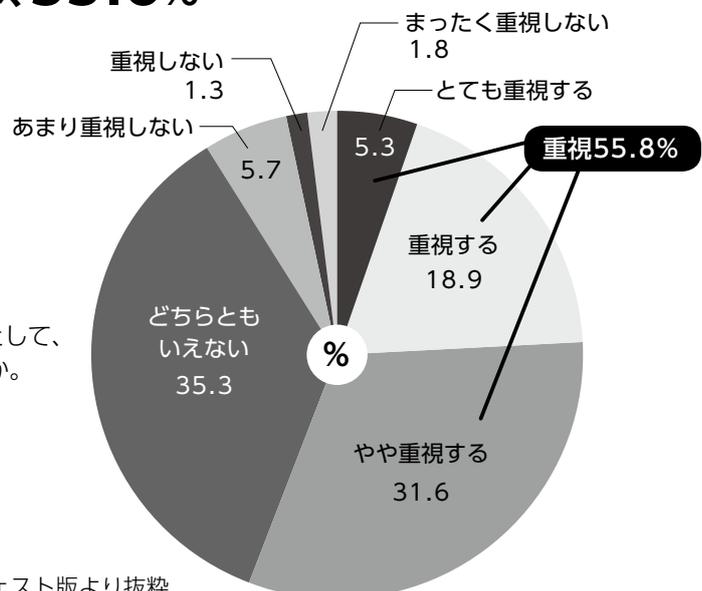
### 職業紹介優良事業者を重視する割合は、55.8%

(とても重視5.3%、重視18.9%、やや重視31.6%)

- 特に、「とても重視」や「重視」とした重視度合の強い企業は24.2%であり、5,000人規模や金融・保険業での割合が高い。
- 管理的職業や事務的職業、サービスの職業、生産工程、運搬・清掃・梱包等の職業を望む企業でも同様。

**Q** 「職業紹介優良事業者(人材紹介会社)」との取引基準として、今後、「職業紹介優良事業者」であることを重視しますか。  
(回答は1つ)

【回答者:職業紹介優良事業者認定制度を認知している者】



(注) 職業紹介優良事業者認定制度に関する認知度調査 ダイジェスト版より抜粋

## 人材サービス総合サイトへ 無期雇用就職者の離職者数等の掲載が必要です！

職業紹介事業者のみな様は、平成30年1月1日に施行された改正職業安定法の定めにより、平成30年度の紹介により就職した無期雇用就職者のうち就職から6か月以内に離職した者（解雇者を除く。）の数及びその不明者の数の調査等を行い、その集計結果を人材サービス総合サイトへ掲載することが義務付けられています。

つきましては、次の要領に沿って調査等を行い、人材サービス総合サイトへ掲載されますようご案内いたします。

### 掲載要領

#### 1. 人材サービス総合サイトへの掲載

令和元年10月1日から12月31日の間に掲載します。

#### 2. 集計の方法

##### (1) 調査による方法

平成30年4月1日から31年3月31日の間の就職者について、当該者となるか否かを就職して6か月が経過した以降に調査・集計します。

##### (2) 返戻金制度を活用する方法

返戻金制度を設けている場合であって、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当した者の数を集計します。

##### (3) 調査の方法

次のいずれかの方法で確認してください。

- ①書面による調査(例:厚生労働省「様式例第6号」)
- ②電子メールによる調査
- ③電話による調査

### 人材サービス総合サイトへの掲載(無期雇用就職者の6ヶ月以内の離職者数・不明者数)

就職者数			無期雇用のうち 6か月以内離職者数 (人)	判明せず(人)
4か月以上有期及び無期(人)	うち無期(人)	4か月未満有期 (人日)		
平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度
平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度
平成30年度	平成30年度	平成30年度	<b>平成30年度</b>	<b>平成30年度</b>
○	—	△+□	—	—
○	—	△+□	(掲載任意)	(掲載任意)
○+☆	○	△+□		

○:常用(無期) ☆:常用(無期以外) △:臨時就職 □:日雇就職

令和元年10月1日から12月31日の間に掲載

# 無期雇用就職者の離職者数等の 令和元年度事業報告書への計上について

- ① 平成30年度の紹介により就職した無期雇用就職者のうち就職から6か月以内に離職した者（解雇者を除く。）の数及びその不明者の数については、平成31年4月30日までに提出した平成30年度の職業紹介事業報告書には計上できませんでした。
- ② これは、事業報告書の提出時期と無期雇用就職者の離職者数等の調査・集計時期の違いによるものであり、今後も続くこととなります。
- ③ このことから、無期雇用就職者の離職者数等の職業紹介事業報告書への計上については、次年度の事業報告書に計上することになっています。
- ④ したがって、平成30年度の無期雇用就職者の離職者数等については、人材サービス総合サイトでは令和元年10月1日から12月31日の間に掲載され、事業報告書では令和2年4月30日までに提出する職業紹介事業報告書に1年遅れで計上することになっています。

## 令和元年度事業報告書の抜粋

		令和元年度実績				平成30年度実績	
取扱 業務区分		③ 就 職				④ 離 職	
		乗 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6か月以内/解雇除く)	
						離 職	不 明
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
		件	件	人日	人日	人	人
	計	件	件	人日	人日	人	人

# よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

## Q1

### 新規高等学校卒業予定者・ 新規中学校卒業予定者に対する 職業紹介の留意点

これまで転職者向けの職業紹介を行ってきた有料職業紹介所ですが、来春に高等学校と中学校の卒業予定者の職業紹介も行うことになりました。新規学校卒業予定者の職業紹介を行うことは初めてであり、既卒者にはない注意しなければならないことがあれば教えてください。

## A1

職業紹介事業者が高等学校や中学校の新規卒業予定者の職業紹介を行うに当たっては、既卒者の職業紹介にはない遵守事項があります。まず、学校と連携して取り組むことが必要ということです。そして、その連携に関しては、次の事項に留意しなければならないとされています。

その留意事項とは、①「生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。」、②「職業紹介事業者が行う職業紹介が、公共職業紹介所及び学校が行う新規学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものとなるようにするようし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。」、③「その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。」とされています。(職業安定法指針)

また、求人への応募に関し、就職差別につながるおそれのある項目を含んだ応募用紙が使用されるべきでないことはいまでもありませんが、新規高等学校卒業予定者や新規中学校卒業予定者については、そうした項目を含まない応募用紙として「全国高等学校統一用紙(近畿地方においては『近畿高等学校統一用紙』)」、「職業相談票(乙)」が定められており、それらを使用することとされていますので

留意が必要です(厚生労働省「公正な採用選考をめざして」平成31年度版より)。

厚生労働省は、生徒が職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ機会として、応募前に求人者の職場見学を行うことが望まれるとしています。したがって、求人者にそれを受け入れてもらえるようお願いすることが必要でしょう。

以上が高等学校や中学校の新規卒業予定者に職業紹介を行う場合の主な留意点ですが、採用選考時に健康診断結果の提出を求めること、面談・面接において家族に関することや愛読書に関する事などを聞くことは、業務に対する本人の適性・能力とは関係のない就職差別につながるおそれのある事項を把握するものであり、合理的・客観的に必要である場合を除いて求めてはならないことを、貴紹介所も求人者も遵守しなければなりません。

## Q2

### 労働契約締結時の 労働条件明示の方法について

有料職業紹介事業の許可を取得して初めて紹介した求職者が採用内定をもらうことができました。このため、その求人企業へお礼方々今後の手続について話し合うために訪問し、職場の状況など各面にわたり質問し回答を得ましたが、採用内定者の労働条件についてはこれまで明示した内容と変わらないところであり、他の連絡事項も含めて本人に電子メールで送信するといわれ、その場では具体的内容を見せてもらうことはできませんでした。

こうしたことを当該求職者に説明しようと考えているのですが、初めてのことであり、労働条件の項目も含め、どのように整理して説明すればよいでしょうか。

## A<sub>2</sub>

質問された労働条件の項目と明示方法については、求人者と求職者が労働契約を締結する際に、求人者が労働契約を結ぼうとする求職者に対して、契約内容である労働条件を明示するという位置付けのものです。一口に労働条件といっても多くの事項がありますが、労働基準法では、①労働契約の期間、②有期労働契約の更新基準、③就業場所・従事すべき業務に関する事項、④始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務の場合の就業時転換に関する事項、⑤賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項、⑥退職（解雇を含む。）に関する事項は、労働者にとって非常に重要な事項であり、書面を交付することによって明示しなければならないと定めています。

平成31年（2019年）4月1日から、この明示方法が改正され、書面の交付以外に、FAX・電子メール・SNSでもできるようになりましたが、明示しなければならない①～⑥の事項について変更はありません。また、今回新たに追加された(1)FAX、(2)Eメールや、Yahooメール、Gmail等のWebメールサービス、(3)LINEやメッセージ等のSNSメッセージ等という方法は、あくまでも労働条件の明示を受けられる者（求職者）が希望した場合に取り得る方法であり、書面の交付による方法が原則であることに変わりはないほか、上記各方法についても、これらによる情報を出力して書面を作成できるものに限るとされていますので、留意が必要です。

こうしたことを当該求職者に説明し、希望する明示方法を確認することが必要です。また、求人企業にも説明し、明示方法は求人者が決めるのではなく、採用内定をもらった当該求職者が希望する方法により明示してもらうよう助言することが必要です。

## Q<sub>3</sub>

### 解雇通告への協力要請 及び紹介手数料の返還要請

有料職業紹介所ですが、人材を紹介した企業から「紹介してもらった求職者を雇入れたが、働き始めてから休むことが多く、従業員が20名程度であり業務に支障が出ていた。そして、約1.5か月後から

無断で出勤しなくなり2週間が経過した。当社としては解雇したいと考えているが、初めてのことであり、どのように当該者に説明すればよいか迷っている。何かよい考えはないか。なお、こうした状況下で、貴紹介所に支払った紹介手数料を返して欲しいと考えている。」と書いてきました。どうすればよいでしょうか。

## A<sub>3</sub>

労働者を解雇する場合は、①客観的に合理的な理由があることと、②解雇することが社会通念上相当と認められる場合であることが求められます。

ご質問の事案において、①については、当該企業の就業規則には「退職に関する事項（解雇の事由を含む。）」が定められているはずですので、解雇事由を確認し、2週間の無断欠勤がこれに該当すれば、①の要件は満たしているといえます。また、②については、当該求職者が、入社以降休むことが多く、業務に支障を来している上、現在は無断欠勤が続いている状況であることから、当該企業が当該求職者を解雇することについて、社会通念上相当と認められる場合といえると考えられます。

そこで、このことを当該求職者にどのように説明すればよいのかということですが、当該求職者の勤務状況が会社の就業規則で定める解雇事由に該当する上、会社の業務に与える影響等を考えると、解雇せざるを得ない状況である旨説明するほかないといえます。また、労働基準法では、解雇をする場合には、30日前に解雇する旨の予告をするか、30日分の解雇予告手当を支払う必要があるとされるので、その点留意するよう伝えて下さい。なお、解雇の可否についても、不安であれば、労働基準監督署に確認するよう伝えてください。

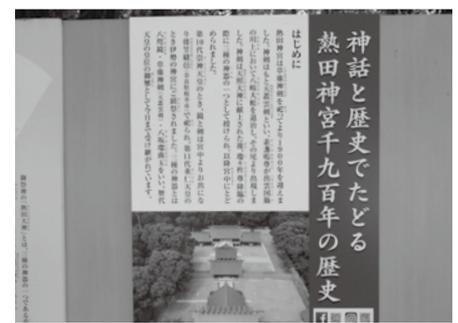
他方、貴紹介所が貰った紹介手数料の件については、本件の事情を勘案すれば、当該企業の要請は理解できると考えられるところであり、応じた方がよいのではないのでしょうか。具体的には、返戻金に関する事項を含んだ人材紹介に関する基本契約を結んであれば、その内容に則り対応すればよく、当該契約を結んでいなければ当該企業と合意できるよう話し合ってください。

# 散歩道 第51回 ～名古屋・岐阜～

～長良川鵜飼(ながらがわうかい)は、岐阜市の長良川で毎年5月から10月まで行われる鵜飼です。日本で唯一皇室御用の鵜飼で、鵜匠は職名を宮内庁式部職鵜匠と言われています。今回は、名古屋・岐阜を散歩しました～

## 【熱田神宮】

熱田神宮は、名古屋市熱田区にある神社です。三種の神器の1つ草薙剣(くさなぎのつるぎ)を祀る神社として知られています。尾張国熱田太神宮縁起(おわりのくにあつただいじんぐうえんぎ)に日本武尊と宮酢媛のラブロマンス等熱田神宮創建の顛末が記されています。2013年が創祀1,900年目と言われていますが、諸説あります。



## 【あつた蓬菜軒】

1873年(明治6年)創業、明治末期頃に「ひつまぶし」に相当する料理を提供したそうです。「ひつまぶし」は同店の登録商標で、鰻飯そのまま、薬味を乗せたり、特製のだし汁でお茶漬けにしたりと3通りの味が楽しめます。

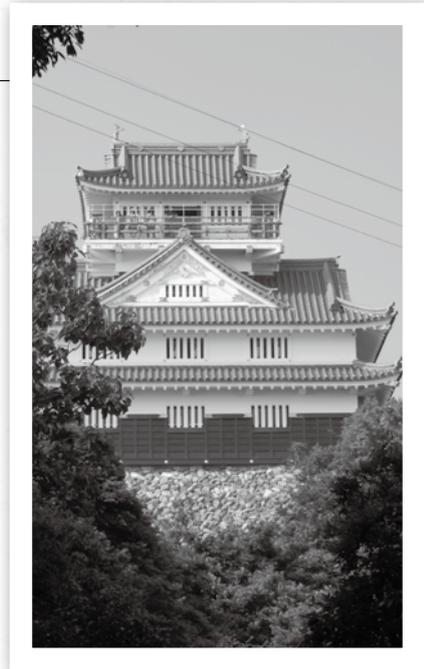
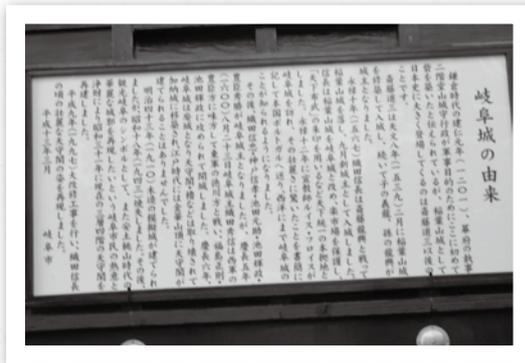
「ひつまぶし」は、出前の下げる空井を割ることが多かったので、木の器と鰻を細かく刻んだ鰻飯を入れたお櫃で提供するようにしたのが起源です。



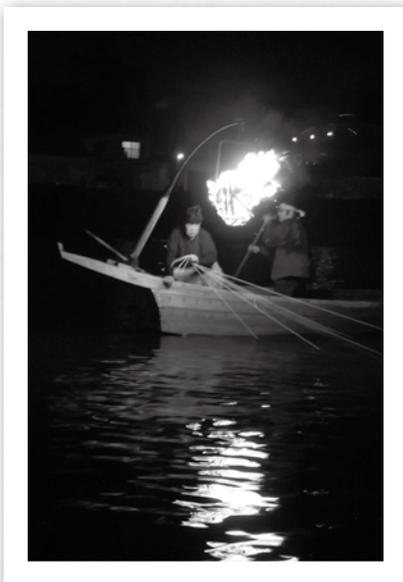
## 【金華山】

金華山(きんかざん)は、岐阜市にある標高329メートルの山で、旧名は稲葉山です。

山頂へは金華山ロープウェイで行くことができます。1567年(永禄10年)織田信長の居城となり、稲葉山城から岐阜城と改称されました。城下町は楽市楽座で繁栄しました。現在の岐阜城は、1956年に再建されたものです。



## 【長良川鵜飼】



松尾芭蕉が詠んだ句「おもしろうて やがてかなしき 鵜舟かな」があります。

鵜飼の歴史は1,300年以上といわれており、古典漁法を今に伝える観光及び文化・宗教的行事です。

花火があがると、鵜飼開始です。まず、鵜舟に付いて、いっしょ



に川を下りながら鵜飼を観覧する「狩り下り」、火の粉を撒き散らしながら赤々と燃える篝火、鵜匠の手綱さばき、鵜が鮎を捕らえる様子が圧巻です。

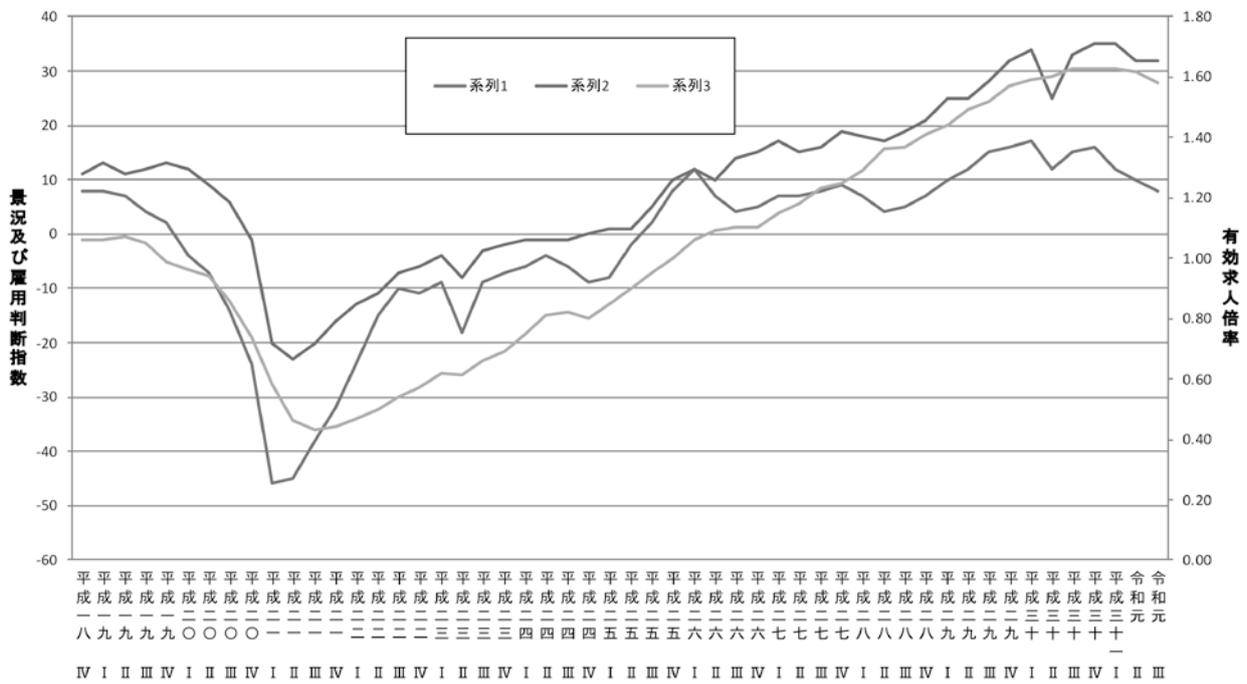
### ●アクセス

- 岐阜駅 ▶東京から約2時間15分《新幹線・東海道本線》
- ▶新大阪駅から約1時間30分(新幹線・東海道本線)
- ▶鵜飼観覧船のりば 岐阜駅からタクシー15分

# 雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和元年8月、9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.59倍、1.57倍と若干下がりましたが、相変わらず高い水準を維持しています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.2%、2.4%と低い水準を維持しています。9月の日銀短観による業況判断では、前期より2ポイント下がりましたが、先行きは更に6ポイント低下し、厳しい見方です。また、雇用判断は6月と同様でしたが、先行きの予測は更に3ポイント下がり、求職者の不足は厳しい状況が続きそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



## 新規許可事業所

	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月
有料職業紹介事業所	247	271	259	283	321	<b>336</b>
無料職業紹介事業所	3	4	1	2	4	<b>6</b>

## 雇用・失業情勢関連指数

		平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月
雇用者数※	実数(万人)	5959	5993	6023	6034	6025	6017
完全失業者数※	実数(万人)	176	165	162	156	157	168
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	277 (▲0.6)	270 (▲2.1)	269 (▲1.7)	271 (▲0.5)	268 (▲2.5)	270 (▲1.3)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	182 (▲2.4)	182 (▲2.9)	177 (▲1.5)	174 (1.2)	170 (0.1)	170 (2.1)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.57

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

# 新規入会事業所紹介

令和元年8月～令和元年10月(10月8日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
東北地区	<b>ホライゾンヒューマン インベストメント株式会社</b>	青森県青森市本町5-10-1 エンタービル3F 017-732-4755	当社は、フィリピンからの人材に特化した紹介会社です。我が国は企業活動に必要な人、モノ、金、情報の中で、人の国際化が最も貧弱であると日々感じています。この中で、当社は、外国人の職業紹介を通じ人の国際化に貢献し、また我が国の社会問題である人手不足の問題を解決していくことを目的としています。全職種を紹介をしていきます。
	 <b>株式会社 朔報堂</b>	群馬県高崎市下之城町 584-70 高崎市産業創造館210号 027-388-1760	弊社は地域密着・現場重視の理念のもと、ビジネス総合コンサル事業として、事業承継やモノづくり全般への困りごと、また地域創生事業へのプロデュース等サポートしております。一方、培ったネットワークのもと人材紹介事業として、即戦力として活躍可能なエンジニア等のご紹介や幅広い職種でのアジアからの優秀人材をもご紹介すべく活動しております。
	 <b>ひかりキャリア株式会社</b>	東京都小金井市東町 4-42-4 ダイワパレスNO7 3F 042-316-7320	東京都や千葉県、神奈川県など首都圏を範囲として、保育士、介護士などの福祉専門職に特化した人材紹介をしています。介護や保育などの福祉業界に20年以上の経験があるキャリアコンサルタントが求職者に寄り添いキャリア形成の支援をし、求人会社の人財戦略に資する本質的なマッチングに努めています。
関東地区	 <b>Simple株式会社</b>	東京都港区赤坂2-14-5 Daiwaアカサカビル7F 03-4500-7572	当社は今年の5月に設立し、9月より有料職業紹介を営んでおります。現在は、事業投資やコンサルティングを行うグループ会社とのネットワークを活かし、IPOを目指すベンチャー企業へのご紹介を中心に行っております。直近では、一都三県の保育士に特化した転職支援サービス『しんぶる保育』を立ち上げ運営しております。
	 <b>株式会社不二ロジカーゴ</b>	栃木県河内郡上三川町大字 西汗1662-1 0285-56-7894	弊社は倉庫業と運送業を中心に創業50年を超える会社です。その中で蓄積したノウハウを活かした、フォークマン等の物流関係の人材確保に強味があります。また地元で長年経営して築いてきたネットワークを活かして、全職種に対応することは勿論、外国人の雇用促進にも力を入れていきたいと考えています。
	 <b>人事コンサルタント上野三郎</b>	神奈川県横浜市青葉区 市ヶ尾町1159-6-204 070-3626-5536	企業が転機を迎える時には、人事戦略が絶対に欠かせないのですが、経営環境の適切な認識から入らず安易な採用補充や流行の人事制度構築で終わる企業は、実に多いのが実情です。当コンサルタントにおいて企業戦略に即した人事戦略の確立をサポートし、かつ人事実務としての採用支援、人事制度支援などを行い「役に立つ人事部」を創造していきます。
	 <b>株式会社ウェザーライト</b>	千葉県柏市柏の葉5-4-6 東葛テクノプラザ607 04-7138-5205	IT/Web/ゲーム業界に特化した採用支援に取り組んでおります。代表者のWebサービスベンチャー企業での採用担当としての経験、創業メンバーのIT技術者としての経験を活かし、採用のご担当者、経営者の方々の想いや立場を理解しながら、ヒトの側面からのビジョンの実現、目標達成を支援いたします。

# 新規入会事業所紹介

令和元年8月～令和元年10月(10月8日入会まで)

事業所名	住 所	ごあいさつ
株式会社セーフティ	東京都新宿区西新宿 新宿NSビル6F 03-3345-7920	当社は1986年2月に車両運行管理請負事業をスタートしました。近年は首都圏を中心に病院の医事業務や保育園の給食業務に人材提供を行い事業拡大をしております。これまでに培った専門分野での採用ノウハウを活かし、企業様のニーズに応じた有料職業紹介事業を展開して参ります。
株式会社メディウエル 	東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR恵比寿ビル9F 03-3447-5611	医療機関向け経営コンサルティングからスタートし医療従事者の紹介事業を展開する東証一部上場グループ会社です。「納得のいく転職」と「満足のいく採用」の実現を事業コンセプトに【医師・薬剤師】の人材紹介業務を行っています。札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の7拠点で全国対応しています。
株式会社日本クリエート	栃木県栃木市平柳町 1-26-8 0282-22-6654	人材支援のニーズは、私たちが創業した昭和から大きく変化しました。当社も、秘書、財務、経理に特化した人材派遣業から、人材育成からコンサルティングのトータル支援へと、変化に合わせて進化しています。専門スキルの習得から、コミュニケーショントレーニング、自律的な意志決定を導くカウンセリングまで、キャリアのトータル支援が当社の強みです。人材支援は自己実現支援。目の前のクライアントの多様な価値観に、受容・共感・自己一致の姿勢で寄り添い、「自利他利」の精神で、最善を尽くします。全職種の紹介をしていきます。
やまとシグナル株式会社 	東京都江戸川区北葛飾 2-14-11 03-6362-3018	弊社は、登録支援機関として特定技能外国人材受入れ支援、加えて、外国人材紹介サービスJob・Signalによる就労支援をワンストップで行い、特定技能外国人材支援を通じて、外国人採用の企業により良いサービス提供をするとともに、外国人材を活用することによって、多くの企業の今後の輝かしい発展に寄与したいと考えております。
ミライズパートナー株式会社	東京都豊島区巢鴨3-31-2 アルカディア篠A館3F 03-6912-8522	アジア特に、ベトナムを中心とした外国人の紹介事業および障害者の方の就労サポートをしております。社労士法と行政書士事務所を併設しておりますので、紹介だけでなく、ビザ申請、労働法関係、助成金、脱退一時金など入社から退社までトータルでサポートが可能となっております。
東京ワン株式会社 	東京都中央区銀座2-14-5 三光ビル306 03-6260-6154	弊社は、薬剤師と外国人(ベトナム、ネパール、中国、フィリピンなど)の職業紹介に特に力を入れています。そして、役員及び従業員がこれまで培ってきた薬局、介護及び飲食その他各業種における人脈を活用するとともに、弁護士及び行政書士等の士業との連携を強化し、安心して求職者が就業できる体制を整えています。

関東地区

事業所名	住 所	ごあいさつ
合同会社荻野企画管理 フマニタス人材支援センター	茨城県水戸市城南2-11-15 フマニタスビル5F 029-297-6809	医療資材関連業務の経験から介護分野の人材不足を痛感。19年の入管法改正に伴い、外国人材の支援と紹介に特化する当該業務を2019年9月開始。研修生受け入れ等の経験を経て、外国人材における日本語教育の重要性を鑑み、2021年4月を目途に「特定技能」に特化した日本語学校開設を準備中。同時に全国の医療機関、介護施設への紹介を行う予定。現在は、研修生から「特定技能1号」へ変更された方々への相談を展開中。登録支援機関(2019年9月登録)。弊社は、入管管理政策にリンクした業務を行う。「特定活動46号」及び「ワーキングホリデー」を支援し、英語教師の就職支援も計画している。
株式会社 MediaLovers   仕事結び <small>シゴトムスビ</small>	東京都日野市大阪上 1-32-8 TYビル3F 042-843-4575	ミドル・シニア人材に特化した職業紹介で主に医療・福祉・介護、薬剤師、会計士、運送物流、整備士のご紹介を行っております。日本は高齢化による労働力人口の減少が問題視されています。そのため、当社は企業理念にも掲げる「誰もが意欲的に働ける雇用インフラを創る」企業として、人材サービス通してこの社会課題にアプローチをして参ります。事業名は「仕事結び」になります。
フィル合同会社   フィル 合同会社	東京都港区三田3-4-3 RIPL9-405 03-5324-2293	弊社は日本人材はもとより外国人材の人材紹介に特化しています。特定技能ビザにおける外国人材の活用ではビルクリーニング業と宿泊業に焦点を当てています。今後ますます外国人材の活躍が期待される中、多文化共生社会の構築を念頭に生活サポートやコンサルティング業務も同時に行っています。
株式会社 ナッティ   natty	東京都渋谷区広尾5-19-11 マリオン広尾ビル6F 03-6409-6414	外国人に特化した有料職業紹介事業をしております。日本に活力を取り戻すためには外国人材の力が不可欠です。優秀な人材の獲得と教育に力を入れることにより外食業、宿泊業、介護業の成長のお手伝いをする事、また外国人が安心して働け、能力を最大限発揮出来る環境作りの支援を行って参ります。
池田ピアノ運送株式会社   IKEDA-PIANO <a href="http://www.ikedapiano.co.jp">http://www.ikedapiano.co.jp</a>	神奈川県横浜市旭区上白根 3-38-3 045-954-1134	当社は“お客様に満足していただけるサービス”を提供し、従業員の幸せを追求する運輸サービス業です。令和元年8月より、新たに職業紹介事業を開始いたしました。ホスピタリティを大切にす人材をご紹介します。
合同会社桑岡製作所	大阪府東大阪市稲田本町 2-1-56 080-9759-8839	はじめまして、桑岡製作所の内田と申します。私自身、看護師でこの事業の他に訪問看護ステーションの運営をしております。事務所名が桑岡製作所でいったい何の会社か?と思われたかと思います。以前父が経営していてもう廃業した工場の名前をそのまま使っております。弊社は看護師の看護師による看護師のための職業紹介所をモットーに開業いたしました。零細企業ならではのフットワークの軽さもさることながら、現役の看護師の目線で求める方と求められる方を両者納得いく良いマッチングを日々心掛けております。病院以外で看護師の活躍の場を広げ在宅や病院での付き添いに看護師さんをとという要望にもお応えできます。小さな困ったことを解消できるお手伝いを是非弊社にご用命くださいませ。

関東地区

関西地区

# 新規入会事業所紹介

令和元年8月～令和元年10月(10月8日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関西地区	D's Agency	大阪府大阪市中央区南船場 2-1-3 フェニックス南船場ビルB1 06-7777-2495	歯科業界専門の人材紹介事業所。キャリアカウンセラーと提携。就職時、入社後の初期段階で無料のキャリアコンサルティングを実施。「なんでこの仕事についたんだろう」「私のやりたいこと、仕事で実現したいことは何なんだろう」という入社初期の悩みを解消することによって、長期定着を実現しています。
	株式会社オフィスG 	兵庫県東神戸市中央区 御幸通8-1-6 神戸国際会館22F 078-570-5658	求職者の皆様は、ご利用者様等の紹介により若年者からシニアまで、キャリアコンサルティングを基に就職後の定着、キャリア形成を考えた就職支援を行っています。周辺の要因（年齢・性別・障がい・国籍）ではなく、本質的な職業能力を評価して頂き、求人様・求職者様に納得し喜んで頂ける職業紹介を目指しています。全職種に対応して紹介をしていきます。
	ユニヴェル株式会社	兵庫県東神戸市中央区 加納町4-9-17 078-335-8466	当社は、外国人に特化した有料職業紹介事業をおこなっています。外国人（ベトナム・中国・ネパール）をこれまで延べ2,000人以上育成してきた大学講師のスタッフと、日本語学校などとの幅広いネットワークを持つ企業です。様々な業種に対応できる優秀な人材を紹介し、日本企業を全力で支援いたします。
中国・四国地区	有限会社フレッシュワン	広島県広島市佐伯区 五日市町上小深川451-1 082-299-7726	アジアの仲間との架け橋をめざして。入管法改正に伴い、外国人との職業交流の輪を広げるために職業紹介事業をスタートいたしました。新しい人材をお求めの企業様に、即戦力となりうる人材をご紹介しますことを主業務とし、全職種の紹介をしていきます。同時に、地元に着しきめ細かな活動をするにより、地域の活性化への貢献を目指します。求人側と求職側双方に喜んで頂き、信頼される職業紹介事業所でありたいと考えております。
九州・沖縄地区	一般社団法人 カウンセリング・レビュー・ラボ 	福岡県福岡市南区大池1-5-18 092-553-2044	(一社)カウンセリング・レビュー・ラボは、働き方改革の担い手となる「産業カウンセリング業務」を志す仲間のネットワークです。カウンセリングの訓練を体系的に受け続ける人材を組織内に確保することで、社内の風通しが良くなり、退職者が減り、求職者数が増える等の期待が持てます。優秀なカウンセラーの方々を求職者として企業に紹介していきます。現在九州地区での基盤を構築中です。



事業所名	住 所	ごあいさつ
<b>有限会社HAB&amp;Co</b> 	大分県大分市金池町2-1-8 DBビル2F 097-578-9255	2017年8月の設立以来、UI/UXデザインをベースとした受託開発事業とHRTech/SaaSの自社サービス事業の2軸で運営してきましたが、この度職業紹介事業もスタートいたしました。自社サービスである「SHIRAHA -シラハー」は、企業ごとに千差万別である“業種”や“採用したい人物像”などをAIが解析、知識不要で本格的な採用サイトを作ることができるサービスです。全国の職業紹介事業者様にも、コンサル・ドアノックツールとして、また紹介業務を円滑にするためのソリューションとしてご活用いただけます。地方中小企業が抱える人事・採用課題の解決を目指して参りますので、連携していける事業者様がいらっしゃいましたらお声掛けください。
<b>広友合同会社</b> 	福岡県福岡市中央区輝国 2-25-99 092-985-6405	今年、2月に新設しました。新人なので、取り急ぎ勉強中です。5月23日に登録支援機関の許可も取りました。7月31日に職業紹介の許可を得、日本と送り出し国のかけ橋として、企業様に優秀な外国人材を紹介しようと思えます。また、特定技能の農業・漁業関係の仕事は派遣の紹介もします。よろしく願い致します。

九州・沖縄地区

#### 【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所
株式会社サンライズ	東京都世田谷区羽根木1-10-19 03-5355-5441
株式会社ウェルクス	東京都台東区上野3-24-6 上野フロンティアタワー 13F 03-6284-2901
MCC合同会社	東京都北区王子5-17-22 志幸35CORON301 03-5944-6656
有限会社ヒマラヤトレーディング HMリンク	新潟県新潟市北区白新町3-14-20エトワール白新町1B 025-384-8610
株式会社エメラルド	愛知県豊橋市中岩田3-24-1 0532-35-7795
株式会社天和日中商会	大阪府堺市堺区新在家町在家町東1-1-28セントラルフォート堺ビル405 072-228-3515
サンシード株式会社	広島県福山市花園町2-2-20 090-7111-4007

「ひと」9月号の「新規事業所紹介」の記載において、リンクワーク株式会社を誤ってリンクワーク有限会社と記載しました。お詫びとともに訂正させていただきます。



台風15・19・21号及び関連の風水害による被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、職員一同、被災地においての一日も早い復旧を祈っております。

## 民紹協ニュース

### 関西ブロック交流会が開催されました！

関西ブロックにおいて、ブロック交流会が行われましたので、以下の通りご報告致します。

- ◆開催日 令和元年9月20日(金) 14:00～16:50
- ◆開催場所 ホテルアウイーナ大阪
- ◆参加者数 講演会・セミナー 54名、懇親会 25名
- ◆講演者 大阪労働局需給調整事業第一課需給調整指導官 古田 博史 様  
にしむらセールス&ヒューマン研究所長 西村 文彦 様

関西ブロック交流会は、曇天と雨が交互に顔を見せる天候の中、54名の方にご参加いただきました。

紀陸会長の開会挨拶に続き、大阪労働局の古田博史様から「職業紹介事業の現状と指導監督のポイント」をテーマに、資料を配布ご説明いただきました。

続いて、上市専務理事から民紹協の主な活動報告が行われた後、にしむらセールス&ヒューマン研究所の西村文彦（にしむら・あやひこ）様による「お互いがハッピーになるコミュニケーション術～爽やかな自己表現、アサーション・スキルの磨き方～」の講演が行われました。また、懇親会では、参加者同士名刺交換や情報交換など交流を深めるひと時を過ごしていただきました。



西村文彦講師による講演

#### 編集 後記

今年の秋、各地で発生した豪雨により、思いがけない被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。

そうした災害の中、ラグビーワールドカップにおける日本代表の躍進は、多くの方々に勇気づけてくれたのではないのでしょうか。

日本が悲願の決勝トーナメント進出を決めました。その原動力の一つとして挙げられているのが外国人選手の活躍です。日本代表の31選手中、外国出身や外国籍、帰化した選手が15人います。現在代表の主将を務めるリーチマイケル選手もニュージーランド出身です。

我が国では、労働力人口が減少する中で外国人材を活用するため、特定技能の制度が創設され、本誌でも外国人材の職業紹介の進め方などについて特集しております。

外国人材を採用し、多様な個の持つ力を組織の力に結集するために、ラグビー日本代表が、積極的に外国人選手を受入れ、異なる文化の中で育った多様な選手同士をいかにしてまとめ上げ、優勝候補とされる強豪を倒すまでに強化できたのか、そこから学ぶことは多いように思います。

#### 民営職業紹介



#### 民営職業紹介 ひと No.168

令和元年11月8日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会  
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階  
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和元年11月～令和元年12月 お申込受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講、及び、理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

また、これまで過去5年以内に民紹協の講習を受講された方のみ、受講料軽減の措置をしておりましたが、4月以降は民紹協以外の他講習機関で受講された方も受講料軽減措置の対象となりました。

【令和元年11月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和元年 11月19日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 11月21日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 4F「金剛」	180
〃 11月25日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 11月28日	木	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	120
〃 12月 3日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 12月 5日	木	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160
〃 12月10日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 12月12日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 12月17日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 12月19日	木	北海道(札幌市)	ホテルポールスター札幌 2F「セレナード」	100

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015 E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合わせください。

なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、二種類ご持参下さい。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

# 人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS  
**HR-Business Cloud**



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン  
**PORTERS MAGAZINE**Web

## ▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会

無料相談会の申込みはこちら：

<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL [sales@porters.jp](mailto:sales@porters.jp)

HP <https://hrbc.porters.jp/>

